

関係医療機関の皆様

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

特定医療費（指定難病）医療受給者証の有効期間延長等について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、全国一律に特定医療費（指定難病）医療受給者証（法別番号54）の有効期間が更新手続を行うことなく、**1年間延長**されることとなりました。

これに伴い、鳥取県（中部・西部総合事務所）及び鳥取市保健所発行の受給者証の有効期間の満了日が、**令和2年9月30日から令和3年9月30日に延長**されます。

この措置による、有効期間を延長した**受給者証の再交付は行いませんので、各医療機関におかれましては、受給者証に記載された有効期間を読み替えて対応**していただくようお願いいたします。

なお、この取扱いについて、受給者の皆様には別途通知しています。

1 対象の公費医療名

公費負担医療名	法別番号
特定医療費（指定難病）	54

2 注意事項

(1) 新規申請や変更申請等の時期によっては、有効期間が令和3年9月30日までと記載した受給者証を発行することがあります。また、有効期間を延長した受給者証等の交付については、都道府県・指定都市ごとに取扱いが異なることがあります。

(2) 次の公費負担医療においては、特定医療費（指定難病）とは異なり、鳥取県では**有効期間を延長した受給者証等を発行**します。なお、このための診断書は不要です。

公費負担医療名	法別番号
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	51
特定疾患治療研究事業（スモン）	51
肝炎治療特別促進事業	38
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	62
小児慢性特定疾病医療費	52

(3) 当面の間、緊急その他やむを得ない場合として受給者証に記載されていない医療機関（指定医療機関に限る）も利用できることとしています。

3 問い合わせ先**【全般事項】**

小児慢性特定疾病を除く各制度について	小児慢性特定疾病について
鳥取県庁健康政策課 がん・生活習慣病対策室 電話：0857-26-7194 ファクシミリ：0857-26-8153	鳥取県庁家庭支援課 母子保健担当 電話：0857-26-7572 ファクシミリ：0857-26-7863

【個別事項】

東部地区	中部地区	西部地区
鳥取市保健所 保健医療課 電話：0857-30-8532 ファクシミリ：0857-20-3962	鳥取県中部総合事務所福祉保健局 （倉吉保健所）健康支援課 電話：0858-23-3142 ファクシミリ：0858-23-4803	鳥取県西部総合事務所福祉保健局 （米子保健所）健康支援課 電話：0859-31-9317・9319 ファクシミリ：0859-34-1392